

第二十二回国会
衆議院

文教委員会議録第二十三号

昭和三十年七月五日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君

理事赤城 宗徳君 理事伊東 岩男君

理事並木 芳雄君 理事坂田 道太君

理事竹尾 式君 理事辻原 弘市君

北村徳太郎君 高村 坂彦君

野依 秀市君 藤本 拾助君

山口 好一君 米田 吉盛君

永山 忠則君 河野 正君

島上善五郎君 野原 覺君

山崎 始男君 小牧 次生君

平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君

文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君

委員外の出席者

議員 額田 彌三君

文部事務官(管理学校給食課長) 岩倉 武嗣君

専門員 石井 勲君

七月五日

委員松山義雄君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

七月四日

宿坊小学校にへき地教育振興法適用の請願(松岡松平君紹介)(第三二六〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六一号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六二号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六三号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六四号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六五号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六六号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六七号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六八号)

同(坂田道太君紹介)(第三二六九号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七一号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七二号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七三号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七四号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七五号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七六号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七七号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七八号)

同(坂田道太君紹介)(第三二七九号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八一号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八二号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八三号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八四号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八五号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八六号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八七号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八八号)

同(坂田道太君紹介)(第三二八九号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九一号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九二号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九三号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九四号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九五号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九六号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九七号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九八号)

同(坂田道太君紹介)(第三二九九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三〇九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三一九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三二九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三三九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三四九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三五九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三六九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三七九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三八九号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九一号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九二号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九三号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九四号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九五号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九六号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九七号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九八号)

同(坂田道太君紹介)(第三三九九号)

同(坂田道太君紹介)(第三四〇〇号)

同(坂田道太君紹介)(第三四〇一号)

同(坂田道太君紹介)(第三四〇二号)

振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二四号)
上波佐見小学校永尾分校及び村木分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二五号)
小長井小学校田原分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二六号)
第二小学校岳分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二七号)
久田小学校源分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二八号)
梅谷小学校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三二九号)
旭小、中学校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三〇号)
長与小学校岡分校及び高田分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三一号)
矢上小学校間之瀬分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三二号)
矢上小学校現川分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三三号)
戸石小学校校島分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三四号)
村松小学校明分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三五号)
舟志小、中学校及び五根緒分校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三六号)

小鹿小学校に、き地教育振興法適用の請願(中嶋太郎君紹介)(第三三七号)
福岡中学校洞ヶ谷分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三三八号)
岩尾滝小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三三九号)
長坂小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四〇号)
角間小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四一号)
宮島小学校久利須分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四二号)
洞ヶ谷小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四三号)
西部中学校土倉分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四四号)
石動中学校岩尾滝分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四五号)
赤丸小学校花尾分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四六号)
胡桃小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四七号)
白萩東部小学校伊折分校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四八号)
西明寺小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三四九号)

床鍋小学校に、き地教育振興法適用の請願(坂田道太君紹介)(第三五〇号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
日本学校給食会法案(内閣提出第九九号)
危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出第一〇八号)
教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(赤城宗徳君提出、衆議院提出第八八号)(参議院送付)
学校教育に関する件
社会教育に関する件
○佐藤委員長 これより会議を開きます。
教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(赤城宗徳君提出、日本学校給食会法案、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案、博物館法の一部を改正する法律案、学校教育及び社会教育に関する件を一括議題とし、質疑を行います。山崎始男君。

○山崎(始)委員 管理局長は来ているのですか。
○佐藤委員長 今呼んでおりますから、大臣の方を一つ……。
○山崎(始)委員 関連しておるの……。まあよろしいでしょう。
それではお尋ねいたしますが、学童服が、今度の無償贈与の一千五百万ドルの中に、約三百万ドルだと思いが、入っておるはずであります。それに対する加工賃が問題になっている。言いかえますと、三百万ドル分の綿花に対して、学童服が約三百万着できる予定のものが、加工賃がないばかりに、それが百万着、いわば綿花を売って、それを金に変えて、加工賃をそこから出すために、完成品としては百万着だということをお聞かして、折衝は、その後どういうふうになっておりますか。
○松村国務大臣 お話の通り、向うで綿花を送ってよこしたのを全部売りまして、そうしてすでにでき上った服地をそれで買い求めてやるというやり方が、いろいろと研究をいたしていただきましたけれども、それが一等いいという結論に達したのでございます。予算措置がありまして以上は、やはりそういうことが一等いいようございまして、アメリカの方へもそのことを話していたし、ほぼその同意を得ている、こういう経過でございます。それは従来やっております経験等からいたしまして、むしろよこした綿花をそのまま紡績して作りますよりも、今言ったような方法がかえってよろしいということ、通産省あたりの意見もありまして、その綿を売るとか、かわりを買うとかいうようなことも、経験のある通

産省の方へ一任いたしてやっていく、こういう考え方でございます。
○山崎(始)委員 アメリカ政府との交渉は、現在、向うはその点を承諾しておりますか、おりませんか。
○松村国務大臣 今それは経審の方でやっておりますが、まだ正確な返答というところまでは参っておりませんけれども、大体においてその方法を了解したものと心得ております。
○山崎(始)委員 それでは次に一つ、やはり同じく一千五百万ドルのうち、学童給食に関係した点をお尋ねしたいと思うのであります。今度の昭和三十年度の学校給食の教育計画というものが、アメリカの贈与物資の一千二百万ドルの小麦とミルク、大体小麦が八万トン、約三十三億、ミルクが七千トン、約十億というものが、本年度の学校給食に入っておるわけでありまして、この数字というものは、従来の昭和二十九年度までの学校給食の教育計画の上にプラス・アルファをこれだされた。従って昭和三十年度の学校給食は、内容が、前年度と比較いたしますと、相当大きくなっております。それを具体的に申しますと、給食の対象人員の増加、あるいはこれに伴う施設の拡充というものが、だいぶよくなっているというところが一点。いま一点は、給食費値下げということ。それからいまだ一点は、貧困学童に対する無償の給付というものの内容が、贈与物資の関係で非常によくなくなってくるだろう。大体こういう三点が考えられると思うのであります。人員にいたしまして、昨年度は小麦粉が四百六十万分であつた。またミルクが五百四十三万人

分であつたものが、今年度は、小学校において、小麦粉が五百六十分人分、中学校が五十分人分、あるいは保育所が五十七人分、合計いたしまして六百六十七人分、こういうふうな数字のふえ方になつておるようであります。またミルクにいたしますと、小学校が六十分人、中学校が五十分人、保育所が五十七人分、合計いたしまして六百六十七人分、こういう数字を見ますと、昨年度から見ると、やはり無償贈与の關係におきまして、人員数においても、かなり大幅にふえてくる計画のようによつて考へられるのであります。この點管理當局がおられませんか、数字的には、私がたゞいま申し上げましたのが、違ふか違わないか知りませんが、大體内容が二十九年度から見て相当ふえ、充實をしてきておるといえると思ひますが、その點は、私が申し上げるのと数字の多少の相違はありましても、私の申し上げる點は間違ひでないと思ひますが、相當内容が充實するといふことは事實だと私は思ふのであります。ここで私は大臣に一つお尋ねしたい非常に重要な點があると思ふ。それはまず基本的には、来年度におきまして、一千五百万ドルの今年度のような無償贈与といふものが、来年度以降に継続されてあるのかないのかといふこと、これは非常に重要な點になりやせんかと思ひます。この點について、大臣の御所見なりお見通しを聞いておきたいのであります。

○松村國務大臣 私、この委員会におきましてもお答えを申し上げておりますのは、この計画は、ことし限りといふ考え方で処置いたしておると申してゐるのでございますが、それは今日の

あの契約が一年限りのものだからさうに申し上げておるわけでございませう。しかし経費の方で承知いたしますと、アメリカのあのような剰余農産物を國外へ出す計画は、来年及び明後年、二年にわたつて行われるそうである。二か年におきまして、日本がそれを希望いたしますならば、おそれるは、大體ことしと同じように取り運びができるだらうという経費等の見込みでございます。しかしあの契約は一年限りのものですから、私は一年限りといふことを申し上げておりますが、おそれるは来年、再来年と継続し得るような見込みのようになつておる。

○山崎(始)委員 そういたしますと、二十九年度と比較して、急激に三年度の学校給食といふものの計画がふえてきた。そして大臣の御見解では、無償贈与といふものは本年度限りといふことになりまして、もし来年度以降にいらぬ場合は、本年度ふえてきた教育計画を落すおそれが出てくる。言いかえまして、入らぬときには、一応本年度におきまして、給食人員もふえた、学校施設も拡充された。いろいろ単価も安くなるし、子供や父兄は喜んでおる。それが来年度以降に入らぬといふことを仮定いたしますと、その予算措置といふものは、また昭和二十九年度の今までのような予算措置に落されるのか、それともふえた分だけは、もしアメリカの無償贈与がなくとも、ぜひそれは失望しないだけの、ふえたらふえたままだかの教育計画を次年度にも続けていくのかどうかという問題が、私は起つてきやしないかと思ひます。そこで今の大臣の御答弁では、今年こつ

きりだと自分は一応思う。私は、このお氣持は一つの非常にりっぱなお氣持だと申し上げたいのでありますが、これはあとで申し上げますが、私が心配しますことは、ふえたものが、次の教育計画から、次年度からぐらつていくおそれはないかといふことを、私は一番心配してゐるのであります。結局、それは予算問題に集約されてくる。この點について大臣の御意見を聞かせ願ひたい。

○松村國務大臣 今お話の点でございますが、給食者の人員がふえるといひますが、これはアメリカから贈与を受けた結果によつてふえるものではございませんで、日本の全小中学校の学童に給食をいたすといふのが方針でありますので、まだ今日まで給食が、設備その他の原因でできてない学校が多い。それに漸次普及するために人員の増加を見るわけでございまして、それがことしあたりも相當に増加するだらう、その見すえに基礎を持つておるわけでございます。従ひまして、今後増加いたしますのは、アメリカからそのような剰余農産物が入ると入らないにかかわらず、給食制度の當然の結果としてふえるわけでございまして、から、予算措置も、やはり当然これはふえることは當りまえでございます。これは恒久的の性質を持つてやつていかねばならない、こういうことに考へておるわけでございまして、それから剰余農産物が無償で入りました結果、それが給食にどれだけの影響を及ぼしますかといふことになりまして、普通の学童に対しては、わずかに何十銭かくらい安くなるくらいと思ひます。それから要保護の児童に対しては、それは三

十銭程度のものではないまして、普通の学童に対しては、大きな影響はないと思ひます。多少はございませうけれども、それはそのときの予算措置、もしくはいかにパンを安くするかといふようなことで補ひ得る程度の減額であらうと思ひます。

○山崎(始)委員 大臣の今の御答弁を聞きますと、ちよつと私からいふところがあるんですが、少くとも小麦粉とミルクだけで、約四十三億のものが無償で入ってくる。その中の一部分は、厚生省關係にいくものもあると思ひますが、大部分は、要するに給食の教育計画の中へ盛り込んでございする。そうすると単価の點、学童の人員の點は文部省の給食計画として年次ふえる傾向にある。また同時にふやさない傾向にないといふことは、私も同感なんでありまして、この四十三億といふ金額が、人員の上でも非常に来年度ふえることに影響されておる。同時に単価の點は、大臣がたゞいまおっしゃつたように、パンの點を見ても、従来一食分が五円十銭のものが四円四十五銭と、六十五銭安くなつてゐる。これは無償贈与の分が影響されて、六十五銭安くなつたと思ひるのであります。またミルクも、一円二十四銭のものが一円十六銭と、無償で入るために八銭安く給食ができる。こういうふうな解釈しておるのであります。ところが、そうすると大臣は、この人員の増加その他単価が安くなるというところは、私が考へるのは、四十三億のものが全部かどうかは知りませんが、相當程度無償贈与が影響しておるから安くなるんだという、このことは間違ひないと思ひますが、それに対し

て、来年度もし入らなかつた場合は、父兄に失望を与えない。安くなつたらば安くなつたで、来年入らないからというて、また値上げをするといふようなことはしない、必ず政府の方で予算措置をするという御信念かどうか、ここが大切な點だと思ひますので、重ねてもう一度お尋ねするのであります。

○松村國務大臣 今お話で、四十何億という計数になるのでございしますが、しかしこれは向うの標準値で算出したものでございまして、實際今日日本へ入ってくる麦などの価格と比較いたしますと、大體その半分くらいあるといふことを御了承願ひたいといふことと、それからもう一つ、そういうわけですから、一般に割り当ててみますと、普通の学童には五、六十銭見当といふわけのものとあります。これは私は、かりにことしで打ち切られましても、何とか予算措置もできると思ひます。予算措置がかりにできぬとしても、つじつまを合せ得る。たとえればこれは私の方でやつておりませんが、農林省あたりでは、製パンの施設等も奨励いたしておる。それからいろいろのやり方によつて、それくらい幅は何か補ひ得る。いわんや予算措置ができれば、これに越したことはない。こういうふうな考へておりまして、かりにことし一年で切られたといひましたとしても、増加した分は、当然予算措置をしなればならぬ分でありまして、経理をやつていけると自信をいたしております。

○山崎(始)委員 非常に御明確なる御答弁をいただきました。感謝する次第であります。私たちが心配しますと

ころは、結局無償贈与の分が、来年もし入らなかつたとした場合に、単価も安くなつた、せつかくそれというので給食設備もやつた。それが予算積置きが、来年度以降入らない場合に、またくずれてきて、父兄を失望させるというようなことを、私は一番心配しておつたのでありますが、ただいまの御答弁で、非常に満足な答弁を得ました。どうも大へんありがとうございます。

さて次に、私はこの問題で少しばかり御見解をお尋ねしたいのであります。が、先ほど大臣は、一応文部省の所管責任者としては、本年度限りだ。経審庁の方では、来年も再来年も、頑めばくれるであろうという見通しを持っている。こういうところに闇内としていささか食い違つた御見解があると思う。なるほど高橋経審庁長官は、そういう答弁をしておられます。大臣は、一応自分とすれば一年、よしんば来年以降にくれても、それは今のところは当てにしていなんだ、私は非常にりっぱな御見識だと思ひます。実は、先ほどの学童服の加工賃の問題にいたしまして

でやるからというても、唯々諸々と涙をこぼさんばかりにして受けるべきでないというような御意見もありました。いろいろ見る角度によって、御意見があるのですが、私はその受けること自体のよしあしを、ただいまここで論議しようとは思いません。これはまた別の観点から、いろいろ非常に大切な問題も私はあると思ひますが、これを私はここで論議しようとは思いません。いずれにいたしまして、来年度以降、経審長官のごとき、今後三カ年くらいはくれるであらう、頼めばくれるであらうという、このものの考え方。また鳩山首相は、人類愛によって、国境を越えての贈与であるんだから受けるべきである。こういうような御答弁その他を総合いたしました、見る人によって相当御意見が違ふようであります。この無償贈与分一千五百万ドルは、ただ単に日本は貧乏で困っているんだから、これをただでやろうというような安易な考え方です、これをアメリカがくれているというふうに解釈をなさるかどうか、大臣の御所見をお聞きしたいのであります。

○松村国務大臣　それはアメリカがどういうつもりでよこしておるかはわかりませんが、鳩山総理が申された、いわゆる国境を越えた人類愛、子供に対する考え方というものは、これは戦後の著しい傾向でございます、いろいろありますことは御承知の通りであります。そういう面からも出てきておることと考えるのでありますが、これについては、先だつてアメリカの当事者に会いましたところによりますと、その割当のやり方については、文部省の考え方に一任いたしましたようにもよろし

いというような態度でございまして、その意圖するところは別にわかりませんが、そう悪意にとらないでも私はいいのじゃないかと思ひます。また、こちらこちらの例を聞きましても、ヨーロッパあたりもこの余剩農産物を受はておりまして、日本と同じくイタリヤにおいても西ドイツにおきましても——フランスはどうか知りませんが——れども、やはり同じく余剩農産物の贈与も受けております等々のことを考えますと、これは鳩山さんの言われた面もありましようし、向うの農産物が余つておるから、人類愛のために困つておるところへやろうという考えも出てくるわけございまして、善意に臨してもいいのじゃないか。ただし受ける日本としては、善意であつても悪意であつても、これに対する考え方は、獨立國として考えなければならぬことだ、こういうふうに考えております。

○佐藤委員長 法案の都合上、ちよつとこの際休憩して理事会を開きたいと思ひますので、暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時三十三分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案（赤城宗徳君提出）を議題といたします。まず本案に対し、国会法第五十七条三の規定により、内閣より意見を聴取いたします。松村文部大臣。

○松村國務大臣 政府としての本案に対する態度についてお答えを申し上げます。

ますこの養護婦の恩給に関する事
につきましては、政府として十分なる
調査資料を持っておりません。従
いまして、至急調査はいたしますが、
ただいまのところは態度を決定いたし
がたき事情にあることを御了承を願
いいたしたいと思います。右政府の態
度を申し上げます。

○佐藤委員長 次に本案に対する質疑
に入ります。永山忠則君。

○永山委員 ちよつとお問ひいたしま
すが、昭和四年から昭和十六年の間の
学校看護婦あるいは養護婦等、いろい
ろの名称の人々で、非常勤の人に対し
ては、恩給通算の対象になるからな
いかということをご提案者に御質問申
上げます。

○赤城委員 御承知の通り、学校看護
婦に関する文部省の訓令に、学校看護
婦の資格とか、義務規定が厳重に規定
されておりました、この文部省訓令が
ほとんど全部昭和十六年の国民学校令
に、機構、組織、こういうもの全体が
吸収された。こういうような形になっ
ておりますので、そういう点から考え
ましても、当然常勤の者を対象として
おるのであります、非常勤の者は全
然対象といたしておりません。従つて
恩給の通算には、非常勤の者は含まれ
ない、こういう趣旨でございます。

○島上委員 ちよつと関連して。一体
今養護教員は、すべての小中学校に現
在置かれておるかどうか、また法的に
はどういうふうになっておるか。そし
て私の聞き及んでおるところによると、
と、置かれていないところもだいた
あるやに聞いておりますが、そういうと
ころに対しては、政府は早急に置く考
えがあるかどうか。

○緒方政府委員 現在御指摘のように、すべての小・中・高等学校に養護教員、助教員が置かれておるといふ状態にはなっておりません。現在のあらましの調査で申しますと、九千五百人ほどの人が置かれております。従いまして学校総数から見ますと、まだ一部でございます。私どももいたしまして、学校の児童生徒係、あるいは学校の養護係、あるいは学校保健係とかいう、どうしても養護教員の充足が必要なことだと考えておりますが、現在のところ、まだかような実情であるということとを申し上げておきます。

法律関係の場合になりますと、法律関係は学校教育法に、まず一応置かなければならぬ、養護学校には養護訓導を置かなければならぬということになっておりますけれども、ほかに経過規定がありまして、当分の間置かなくてもよろしいという、さような実情であります。

○島上委員 当分の間置かなくてもよろしいという経過規定があるということでございますが、ただいまの御答弁によりますと、置く必要をお認めになつておられると思うのであります。置く必要をお認めになつておられるとするならば、現在置いていない学校に対して、急速に置くという方針があるかどうか、大体それも、急速といったも抽象的ですが、どの程度の期間にこれを完全に置くようになさる御方針であるのか、伺いたいと思います。

○緒方政府委員 これは總体的に申しますと、今申しましたように、必要は認めておりますが、ただそれを設定いたしますと、給与の関係から申しまして、財政問題がまず問題になってくる

と思います。御承知のように、義務教育の段階におきましては、義務教育国庫負担法によりまして、これは半額は国庫負担に相なります。しかしながら、まずこの負担をいたしましては、都道府県の負担になりますので、ただいまのところ都道府県の財政状態からいまして、直ちにこれを全部国の方へ置けというふうには、今そういう制度をつくるという事は、そういう実情から申しまして、困難な点があると存じます。その点は研究を進めたいと思ひます。

○島上委員 文部当局においても必要をお認めになつておられますし、私どももこれは財政上の問題は何にしましても、急速に置く必要がある、こう思ひますから、財政上の理由でもって、いつまでもずるずるにしておかずに、地方財政の赤字であることも承知しておきますけれども、これは急速に置くように促進していただきたいということを強く要望しておきます。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。この際お諮りいたします。本案に対する討論を省略するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないと認めます。よつて討論は省略されました。

これより採決をいたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員、よつて原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお本案決議に伴う委員会の報告書の提出等については、委員長に御一任

をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認めます。よつてさうに取り扱うに決しました。

○佐藤委員長 引き続き学校教育、社会教育に関する件及び日本学校給食会法案外三案に対する質疑に入ります。

山崎始男君。

○山崎(始)委員 それでは引き続き文部大臣に質問をいたします。先ほどの御答弁であります、私自身も先ほどちょっと申し上げましたように、この問題の受け入れの善悪を、私は文句をここで言うつもりはないのであります。ただいわけの経審庁における見解のように、引き続き三年間来るか来ないか、この見通しの問題、これは非常に大切な一点だと思ふ。今一つは、入ってくる無償贈与の品物を学童にいかにか渡すかという点、この二点が私は非常に大切な問題が含まれておると思ふのであります。と申しますことは、この一千五百万ドルの無償贈与のありましたこの話というものは、私が知つております範囲におきましては、これはちよつと名前を申し上げられませんが、政府がこれはきめたのでなしに、むしろ話の発端、事の起りというものは、ある貿易会社の社長が、これはアメリカに非常に知人の多い、非常に密接な関係のある民間人でありまして、この人がいわけの昨年度におけるこのビキニの灰以来の日本における国民感情、こういうものとアメリカとの対日政策の上における親米感情というふうな観点から、この一千五百万ドル

の無償贈与の話は起つてゐる。そうして昨年――当時の愛知通産大臣、東畑さんあたりが、昨年の十一月にアメリカに行つたときには、ほとんど話の原案というものができ上つておつた。言いかえたら、自由党がこの原案を作つたのでもなければ、民主党が作つたのでもない。一民間人の一つの外交上の意向が成功とでも申しますか、そういうことから話は起つておるのであります。たまたま吉田首相が行かれて、いわば吉田首相の一つのおみやげとなつておる。ところが私が考えるのは、これは端端的に申し上げますと、先ほどの学童服の加工賃の問題でも、アメリカとすれば、何がゆゑに加工賃は日本政府が持つべきであるという条件をつけておるかという点、これは大切な一点だと思ふ。なぜならば、アメリカとすれば、三百万着の学童服というものは、完成品として、いわゆる綿花でなく、そこに加工賃が加わつて、完成品として、これは学童に配給できる。あるいはまた学校給食の小麦にしては、でき得るならば完成品としてのパンにして学童に配給する。あるいはミルクにしても、小麦にしても、チョコレートその他、でき得るならば菓子という完成品にして学校に配給をするのが私はねらいであらう、かように考えるのであります。なぜならば、一つの未完成品よりは完成品として配給いたすならば、これはアメリカがくれたんだというこの感覚というものが、児童に十分植えつけられるはずなのであります。ところが、日本政府は財政困難だからというので、学童服の方は三百万着分を加工賃がないからというので、綿花を売つて、そのお金でもつ

て、百万着の学童服を買うという、そうするとそこにはいわけのアメリカの考え方とはかなりかけ離れたところがある。言いかえたら、アメリカはそんなはずじゃなかった。加工賃は日本政府が持つはずだ、こういう考え方が私は当然起るだらうと思ふのであります。そういう考え方が起りますと、本年度におきましては、なるほど一ぺんきめた一千五百万ドルの無償贈与でありますから、今さらお前は約束を履行しないから取り消すぞとも言えますまい。ただ次年度以降に於いて、そのような約束の違つた方法によつてこれを日本政府が消化した場合に、経審庁が考えるがごとく、頼みさえすれば、来年度も来年度もくれるだらうというものの考え方、これは私は非常に甘い考え方だと思ふ。あるいははくれるかもしれない。しかしながらただただ然と一千五百万ドルといううなものだけをただくれるはずはない。私は思う。どうしてもそこには先方さんの意図に沿うような配給の仕方をしてなければ、よしんば来年度くれまして、もうんと品物が金額的に少くなるとか、あるいはもうやらぬというか、非常にこれは疑問の点があるだらうと思ふ。でありますから、先ほど大臣の御答弁のごとき、洋服の加工賃の問題で、まだ確固たる先方から確返がないというこの話はうなづける点なんです。突を言いますと、それはともかくといたしまして、いづれにしても、そういうふうな非常に重要な点が含まれておると私は思うのであります。が、学童服なんかを配給されるときに、あるいはUSギフット―アメリカ

ンギフットというふうな名前でも裏側へつけるといふようなことは、おそらくこれは内政干渉になるから言わぬだらうと思ひますが、もしそういうふうなことが向うのOKと同時にあつたようなときには、大臣としていかにこれを処理なさるでございましょうか。非常に大切な点だと私は思うのであります。が、一点お伺ひしたいのであります。

○松村国務大臣 お話のことでありますが、私どもの接触いたしましたところでは、そういう綿を売つて服にかへ、制服として渡してはいかぬということはお申しませんでございませう。いわんやそのことを標榜するようはきれを張れなどというふうなことは、絶対に申しさねておきます。向うの責任者と高橋君及び私とで話をいたしましたときの了解は、すべて文部省にまかすが、アメリカにも議会があるから、そのできたプランは一応自分の方へ見せてもらいたい、本国への報告もあるからと、こういうふうな話でございまして、もちろんその前からずっと報告をいたしておりました。その前に交渉をいたしておりましたから、その交渉の進行においても、綿の方の話が一番早く進んでおりました、私どもの会わない先から、大体綿の配給は双方の了解がついていたやうでございませう。この了解というものは、大体今申し上げたやうな形でできておりました。それを私どもはあとから認めた、こういうことなのでございまして、お話のやうな、向うが宣伝用に露骨に使うといふやうなことは、私の了解する範囲においてはいたしておりません。従つて明年度以後のことに今度の決定が影響を及ぼすといふやうなことも、私どもは考

えておりません。私がこし一年と申しましたのは、約束が一年だったがゆえに申し上げたことであり、経審等の方は向うとの折衝等によつて、そういう見込みを得ていることと思うのでございます。

○山崎(始)委員 私もそう思います。おそろく内政干渉がましいことは、腹には思つておつても言わないだろうとは思いますが、万一そういうようなことがあつたときには、よほど教育の責任者としては御注意をしていただきたい、かように私は要望しておきます。

次に本日の新聞を拝見いたしますと、北海道の芦別高等学校の先生が山登りに学生を五人連れていって、遭難して二人が死んだ。この事件でもつて起訴されて罰金刑を食つております。これはちょうど時節、暑中休暇を控えて、クラブ活動その他いろいろな校外指導の上から、全国の各学校は相当たくさん山へ行き、川へ行くだろうと思う。このときに引率の教官が業務上過失致死でもつて、こういう場合に起訴されるようなことがひんびんとして今後起るといふようなことは、これは私は重大問題だと思つておりますが、これに対して文部当局の、大臣並びに局長にその間の御見解を一つ承つておきたいのであります。時暑中休暇でありますから、この点は全国の父兄はもとよりであります。特に教職員に重大なる心理的影響があると思うので、どうぞ一つ承つていただきます。

○松村國務大臣 私も今朝あの記事を見たのでございます。ああいう判決が出たその内容についてわからないものですから、どういふ点において特に刑罰を受けるようなやり方をしたのか、その辺のところはわかりません。何か大きな過失があるからああいうことになったのだらうと思ひますけれども、これはさつそく調べなければならぬと、けさ新聞を見ながら思つていたのであります。

○緒方政府委員 事務当局としましては、あの事故の内容につきましては、事実が相当古いことでもありますし、新聞で伝えられております以上のこととはわかつておりません。従つて私どもとしまして、あの判決についていろいろと意見を申し上げる資料もございませんし、これは申し上げるべきじやないと思つておりますが、ただ今後、今お話しございましたように、夏場にかかりまして、あるいは山に登る、あるいは海に行くといったような、学校の行事が行われることと存じます。そこでその場合に、先生方が十分に注意を盡して、事故を起さないようにしていただくといふことは、これは当然必要であると考えております。従来も私もこのようにして、いわゆる教科外活動として、これらの学校活動を教育的に行なつてもらう上から、十分な配慮をしてもらうといふことは、常に教育委員会等にも指導をいたしてきておりますが、この点につきましては、特に今後夏にかかりまして、そういう機会が多いこととございますので、先生方が十分な注意を持つて、あるいはまた言葉をかえて申しますならば、十分な愛情を持つて子供たちを見守つてやる。やまゝいたしますと、子供たちの元氣にはやつて、ずさんな計画でいろいろな計画をいたしまして、そのた

めに事故が起るといふようなことがあつてはいけませんので、そういう点については慎重な配慮をもつて指導をしていただくように、私もはお願ひをしたいと思つております。

○山崎(始)委員 事は非常に重大であります。今局長は、内容を調べるべきではないと言われたように私は聞いたのであります。それは違いますか。

○緒方政府委員 違います。

○山崎(始)委員 私は、内容はたいにお調べ願ひたい。新聞に出たばかりでありますから、きょうにきょうすぐおわかりにならないかもしれせんが、これは私は全国の教職員は重大な関心を持つてある。かように思ひますので、どうぞ至急にこの点は調べて、また次回の委員会にでも一つ御報告願ひたいのであります。

最後に、私は文部大臣に一点お尋ねいたしたいのは、学校教育と性教育との関連性の問題であります。ちょうど現在法務委員会へは売春禁止法案が出ていることは申し上げるまでもありませんが、われわれ日本国民が戦後十一年間この方、ようやく戦後の混乱といふものが静まつたかに見えます。そしてまた教育といふものは、いわゆる文化国家といふものをこの十一年間標榜して今日までやつてきた。ところが表面は一応混乱期を脱したかに見えますが、決してそうじゃございません。今ごろになつて売春行為の処罰問題が大きい世間を騒がすといふような状態から考えまして、一体私自身も、売春禁止法そのものができたからというて、それによつて日本の売春行為というものが絶滅するといふような甘い考え方は、おそろくだれも持つていらつしや

らないだらうと思つておりますが、この売春というやうな事柄が、結局は非常に大きな要素をなしていることは、これは申し上げるまでもありません。経済問題あるいは虚栄その他から来るとも思うが、カルチュアの低い、教育の足りない面も、私は相当影響しているだらうと思ひます。中には医学的な一つの変質者といふやうな関係もあるであります。しかしながら売春とかあるいは性に関連したいろいろの問題で、やはり私は何と申しても基本的には教育といふものが非常に大きな要素をなしていると思ふ。よしんばそこへ経済的な問題が出发点にはあるにしても、非常にこの教育が行き渡つておるといふか、あるならば、より少なくなつていくのではないかと、ふうにも考えられるのであります。今日にかくいづれにいたしまして、今日の学校教育の中に性教育といふものがどの程度に取り入れられておるか、こゝろいふ点につきまして、一つ大臣並びに事務当局の方からお聞かせ願ひたいのであります。

○松村國務大臣 今お話しはきかめて重大な問題でございます。性の教育の問題と申すよりも、むしろ品性の問題、道義の問題としても考えられることと思つてございします。御承知のことと申すのでございします。通ひせんだつて鹿児島に起りました学生のあつた事件も、だんだん調べてみますと、そのうちの多くの学生は、やはり家庭の乱れ、もしくは母親が東京におるとか、父親が東京におつて仕送りも十分にできなかったとか、いろいろそういうことをやる原因を持つておることと申すから、従ひまして、これは性の問題もさうござい

ますが、一般家庭のしつけ、学校の品性の陶冶という面から十分考えなくちゃならないことと思ひます。今学校において性教育をやつておりますでしょうが、それは局長からお答えを申し上げたいと思ひます。

○緒方政府委員 ただいま学校教育、特に小、中、高等学校の段階におきまして行なつております性教育でございますが、これはただいままでまだ文部省としましてまとまつた方針といつたやうなものは出しておりません。これは主として社会教育の分野でございしますけれども、御承知のように純潔問題に対します審議会等もございまして、その答申等も出まして、それらも勘案いたしまして、今後文部省としても十分研究をいたしたいと思ひます。ただいまの現状といたしましては、各学校におきまして、あるいは各府県の教育委員会等の計画によりまして、それぞれ適当な取扱ひ方をいたしておるのが現状でございます。これも小、中、高等学校、各学校の段階によりまして、児童生徒の発達段階に従ひまして、取扱ひ方は非常にむづかしい問題だらうと思ひますけれども、あるいは保健学習の中において、あるいはそのほかの教科の内容として、これを適宜、非常にデリケートな配慮をしながら、各学校において工夫をしていくといふのが現状でございます。文部省としましてはこれから十分に研究をして、できますれば方針のやうなものを作りたい、かように考えます。

○山崎(始)委員 これは非常にむづかしい問題であります。むづかしいからといつてはおつておく性質のものでは絶対ないと思つております。私

らが子供の時分、学校の時分から三十
年くらいたつておるのでありますが、
どうも性に関する学校での教育とい
うものが、私は非常になおざりにされ
ておつたと思う。もとよりこれは社会
教育の面、先ほど大臣がおっしゃった
ような家庭教育の面、これはもちろん大
切であります。学校においてもなおざ
りにされているのじゃないか。と申し
ますことは、性の問題は非常に神秘
な問題なんです。いわゆる弘法大師
じゃありませんが、何々は黙して語ら
ずということわざにもあるように、非
常に神秘的な問題なんです。言うべき
としないというふうな觀念があるの
じゃないか。ところが今日の社会の実
態を見てもみると、われわれの子供
の時分とは違つて、今日の商業新聞の
夕刊なら夕刊を見た場合に、ああい
ふふうな、キスとか接吻というものが
いふ広告——私は毎晩見ているのであ
りますが、いまだかつてそういう場面
のない広告は絶対にございません。こ
の一事を取り上げてみても、まことに
私は隔世の感があると思うのであり
ます。言葉をかえて言いますれば、時代は
そこまで来ておる。ところが学校教育
における性教育の面というものは、相
変わらず昔の弘法大師の時から、ほと
んどまことに神秘的なもので、黙つ
ておつた方がいいんだ、かりに子供に
いるいろなことを聞かれましたも、そ
んなことを聞くものじゃない、おそら
くこの一言が代表しておると思うので
あります。私はそれではいふゆる文
教の府におられる人となれば、これは
非常に考えなければならぬ問題であ
る。今日悪書がはんらんしている。結
局そういうふうな社会の刺激的な現状

を見て、学校でもそれを教えてくれな
い。そこで年ごろの子供たちは一つの
興味といひますか、手探りといひます
か、そういうものからそういうふうな
悪書なんかにでも染まっていくな
る。常にも多いんじゃないか。ところが一歩
子供の態度を見てみますと、今日の年
ごろの子供で親が驚くようなことが
私にはたびたびあると思うのであり
ます。あるいはキスであるとか接吻で
あるとかいうような言葉は、お互いが
チョコレートであるとかキャラメルで
あるとかいうような言葉くらいに考
えている。そういう用語といふものはど
んどん使つていく。われわれの子供の
時分の考え方のままが、今日の教育
計画の中にもそういうふうな気が持
たれておるのじゃないか。いわばさ
わるべきじゃないんだ、こういうよう
な観点から私には非常にたくさんあり
はしないかと思つておる。これは非常
に考へてみなければならぬ。もつと
大つぱらに子供たちに何と申して一
高の高等学校を出るくらいまでは、一
清潔な教室内で、医学的にもある
いは心理学的にもあるいは道徳的
にも、宗教的にも、あらゆる角度から
おとながそれをする必要はないから、
もう少し大つぱらに教えていくべきじ
やないか。そうするならばこそ陰に
隠れて興味本位に自分から悪書、エ
ロ本を探し歩くようなまねはしないの
じゃないか、いろいろな批判の角度は
あります。何だか非常に健康な考
え方をされておるのじゃないかと思
うのであります。この点に対して文部
大臣はどういうふうにお考えになり
ますか。

非常に重大な点に触れておると思う
のでございますが、これに対する文部省
のやり方として自信を持つてやるの
は、今直ちにそうすべきだと申し上げ
ることも、私はそれだけの自信を持
ておりません。従来いろいろ申され
たことでもありますが、これはなか
なむずかしい。それを教えるにしまし
ても、教える資料それから教える人
によつて非常に影響が違ひますので、
事はなかなかむずかしい面もありま
すから、今お話のようないふにいたす
ことがよろしいといふことも申しか
ねますし、といつてこのままに放置し
てよいとも申されませんので、これは一
つ十分検討をいたしてやらねばならぬ
とお答え申し上げるよりほかはない
のであります。

原因するとは判断しないのでありま
す。そういう意味のお話ではなかつた
と思ひますけれども、従つてここに非
常に重大な問題がある。むしろそこ
に問題があるとするならば、私は今日
エロ本が横行するとかあるいはその
目をおおるようなことが非常に多く
行われておるというところは、むしろ
被教育者の問題でなくて、おとなの
世界にあることである。被教育者が
成長していく生活環境、教育環境と
してのおとなの社会の実態というものが、非常な墮
落の相を描き出しておる。これをどう
するかという問題が、あるいは被教育
者に与える性教育の問題よりも、むしろ
先にやらねばならぬことじゃないか。
聞くところによりますと、現内閣は新
生活運動ですか、これを展開すること
といふことであるが、一向まだ大した
ことをおやりになつていないようであ
りますけれども、これこそが重要なこ
とではないか。急がば回れであつて、
現在の非常に低い社会水準、子供の
成長するのにはたえないような環境
の中で、幾ら学校の先生が口をすつ
ぱくして性教育を教へて行なつたか
らといふと、それは思ひやうない。
むしろ社会教育といふことが成人教
育といふことか、そういう面におい
て運動を展開するといふことの方が
先決問題じゃないか。この点文部大
臣はどうか、お答えができませんな
らば一つお答えを願ひたいと思ひま
す。

持つことはもちろんでございます。新
生活運動も、予算が成立いたしました
ので、これから具体的に御相談、呼
びかけ等をいたすはでございますが、
おそらくは新生活運動の目ざすところ
も、一つは社会の端正と申しますか、
そういう面も大きく浮き上つてくる
ことと思ひます。学校の教育と両々
相まって実効を上げ得るならば非常
な効果のあることと思ひ、一つの国民
運動としてこれができ上ることを期
待いたしておるものでございます。

○平田委員 ただいまの問題でござ
いますけれども、学校の性教育のこと
につきましては、私はやはり必要だと思
ひます。ただだれがそれを生徒、児童
に教えるかといふことは、人の問題で
ございます。これはよく小中学校では
家庭科の若い教師がいたしてござい
ます。結婚もしたことがない若い人
です。先生自身は教科書によつて一生
懸命になつてお話をしているけれども
与える心理的影響といふものが非常
に大きく動いておる。そうしてちょ
うど、これは皆さんよく御存じでい
らっしゃると思ひますけれども、小学
校の六年生ごろから中学校にかけて、
男女とも性的関心が一番深められる
時代でございます。若い女の先生が
ちょっと男の先生と仲よくしたとい
ふようなことでも非常に好奇心を持
つておる。その人が壇に立つてきて
性的問題について話すといふことにな
ると、生徒たちはお互い机の下で友
だちと突つき合つて笑つておるとい
ふような状態でありまして、私は大
切だとは思ひますけれども、まず適
当な、おかしくないようになりつ
ばな人を要するに

性教育の担当者にしていただかなければならないということでございます。私はこれは必ずしも女でなくてもいいと思います。男女を問わずりっぱな方、ほんとうに科学的に、神聖なものとしてお話を下さる、そういう方を私は望んでおります。

それから先ほどお話ございましたけれども、これはおとなの問題でございます。私何人かそういう問題の子供について相談を受けたことがございますけれども、これは中学校の三年生が五人で夕方散歩していた、そうしたうから、これも十五になる女の子で、これは学校に行っておりませんでしたけれども、これが来たら、どういふ話合いか五人で相談をして、あれをとちめようというわけで、五人なもんですから——こんな話は大人どうかと思ひますけれども、手を一人、足を二人というやうなわけで実行にまきに移らんとしたときに、ちょうど自転車に乗ってきた人がおつて、それが阻止されたということでございます。この子供五人を私相談を受けまして、これは一々家庭を訪問いたしました。子供に会つて話をしても仕方がないので、これは家庭の実態を見るのが一番いいと思ひまして、一々回つて歩きました。そうして、なるほどこれあるかなと思ひました。父親が失業いたしております、子供が非常に大勢で、六畳一間に六人住んでおります。ここから問題は発生しております。これが二家族ございまして、それから三人は未亡人の家庭でございます。これも日雇いなどをいたしておりますけれども、暮しがなかなか思ふやうにならない。これもやはり八畳一間、炊事場も水屋も寝る

ところもすべてその八畳ほどの大きさ一間でございます。私がちやうどたずねましたときには、四、五人の男の人がおつたわけですね。長火鉢のそばでお茶を飲んでおりました。それで私はもうすっかり事情がわかりました。それからあとお母さんにお会いしまして、お仕事はと言つたら、仕事はちつともないのだ、それでかづき屋をしておられるけれども、売物を都合してもらうのにはどうしてもあの人たちと一緒に仕事をしなければ食べられないのだ、そう申しております。これは福祉事務所の方とも話合ひをしたのですけれども、あれは素行が悪いから生活保護をやらぬ。健康なからだを持つておるのだから、もつと働こうと思ひは働けるのだといつてはうておくのでございまして。私はこれは一応救つてやるべきじゃないか。食べていけるやうにすればいいのであつて、その点私厚生省の生活保護のやり方に対して不満を持つております。むろん一生懸命働いて、何とかたくわえてきて、生活に楽しみが持てるやうにして扶助を断わろうとおるときに、収入がこれだけあるのだからといつてばつさり切つてしまふのでございましてけれども、私はこの点を厚生省の方によく考へていただきたいと思ふのでござい

うお話でございますが、私もただいま長期欠席の児童生徒の対策につきまして、いろいろ考へておるわけでありまして、これはただいまお話の中にもございまして生活保護の関連もございまして、それからあるいはまた労働基準法の関係もございまして従ひまして厚生省、労働省と十分な話し合ひをしまして、具体策をきめたいと思へておるわけでございます。そういう意味で今事務的に三省間で話し合ひ、協議をいたしまして、そうして成案を得ましてから、地方に通達をいたしまして、長期欠席の対策として、指導していきたい、かように考へたわけでありまして、そのことがお目にとまつたことだらうと思ひます。

○平田委員 それは新聞で拝見いたしております。それから法的には一週間たてばどう、十日たてばどうという通知を出すことになつておるやうであります。私もそれを知つておりますけれども、あの一片の通知でも出てくるやうな子供は問題ございせん。あれはほとんど効果ないと私思つております。それよりもほんとうにその家に家庭訪問をして、しかもこれも一べんぐらひではだめでございまして。この先生は信頼されるやうになつて、初めて父兄はすべてを話してくれまして。そしてどうしたらいいでしょうとふところに飛び込んできたときに、私は初めて子供が救われると思ふのでございまして。そこまで手をお伸ばしにになりませんと、ただ話し合ひをして議論ばかり繰り返しておつても効果はありませぬ。私は百枚の紙を刷つて出すよりも、各学校で一人でもいいから一生懸命になつてやる、そうしたら何千人

が救われると思ひます。何と申しまして、時間を惜しまずに、その家庭に行つて、その家庭の父兄の信頼を得て、そしてこれを救つていく、これはじみで、時日を要しますけれども、こうした方向に進んでいただかないと、私は百年河清を待つにひといふように思ひます。

○緒方政府委員 先ほど通知を出す申しましたけれども、文部省といたしましては地方の教育委員会、厚生省、労働省と御一緒になりまして、地方の府県の知事とかの方に通達を出しまして、そこに中央の方針を示して、それによつて動いていただくということでありまして。そのほか中央としては、現在の建前としてはないわけでは、ただいまお話のように、ただ形式的に、こういう法律がこうであるからこうしなさいといふことだけじゃもちろん十分ではないのでありまして、あるいは教育委員会にやつてもらふ、あるいは学校自身に、担任の先生自身にやつてもらふ、そういうことをこまかく今検討いたしております。要はやはり今お話のように、その家庭に行きまして事情をよく調べて、それが経済的な原因に発生いたしますならば、これは生活保護法の適用等につきまして、十分福祉関係の方とも連絡をして、これを指導していく、あるいはまた長欠の中の原因を調べてみますと、案外本人自身に基く原因がございまして。あるいは意図しておるか、あるいはそうじゃなくて、非常にかからだが弱いというやうな原因がございまして。そういうことにつきましても、それぞれ対処するやうな方法を講じたい、私も案としては、だい

ぶ前から持つておるわけでございますが、しかしこれは今申しましたやうに、やはり関係各省と十分練りまして、十分なる了解のもとに、それによつて地方も各省の出先も動いてもらう、こういうことが必要であらうと思ひまして、慎重に考へておる次第であります。

○佐藤委員長 並木君に関連質問を許します。簡単に願ひます。

○並木委員 お許しを得て一つ関連質問をさせていただきます。私は大臣にまだお尋ねしていませんので、この際性道徳に関連して、売春等処罰法案についての御感想を伺つておきたいと思ふのです。実は私あの法案を見ましたときに、その趣旨はわかりましたけれども、非常に片手落ちであるといふことを発見いたしました。ただいま議題になりました性道徳の問題にいたしましても、りっぱな紳士が二号を持つて、そして口には教育を唱へつつ、裏へ回つては不純な性関係を保つておる。それが児童及び青少年に及ぼす影響といふものは重大だと思ふのです。ところがこの法案では、二号制度についてメスを入れておりません。私は非常な不公平が出てくるのではないかと思ひます。

それから私も今当面しておる外国の風俗習慣の問題であります。駐留米軍その他の外人の不純な日本の女性との遊玩、性関係について、これにどれだけのメスを入れることができるか、きまつておらないのであります。そうすると結局やみ米の運搬でいうと、大きな組織を持ったものはそのままに放置されて、ほんとうにあしたの飯に困るという人が運んだ五升、六升

それは新聞で拝見いたしております。それから法的には一週間たてばどう、十日たてばどうという通知を出すことになつておるやうであります。私もそれを知つておりますけれども、あの一片の通知でも出てくるやうな子供は問題ございせん。あれはほとんど効果ないと私思つております。それよりもほんとうにその家に家庭訪問をして、しかもこれも一べんぐらひではだめでございまして。この先生は信頼されるやうになつて、初めて父兄はすべてを話してくれまして。そしてどうしたらいいでしょうとふところに飛び込んできたときに、私は初めて子供が救われると思ふのでございまして。そこまで手をお伸ばしにになりませんと、ただ話し合ひをして議論ばかり繰り返しておつても効果はありませぬ。私は百枚の紙を刷つて出すよりも、各学校で一人でもいいから一生懸命になつてやる、そうしたら何千人

が救われると思ひます。何と申しまして、時間を惜しまずに、その家庭に行つて、その家庭の父兄の信頼を得て、そしてこれを救つていく、これはじみで、時日を要しますけれども、こうした方向に進んでいただかないと、私は百年河清を待つにひといふように思ひます。

○緒方政府委員 先ほど通知を出す申しましたけれども、文部省といたしましては地方の教育委員会、厚生省、労働省と御一緒になりまして、地方の府県の知事とかの方に通達を出しまして、そこに中央の方針を示して、それによつて動いていただくということでありまして。そのほか中央としては、現在の建前としてはないわけでは、ただいまお話のように、ただ形式的に、こういう法律がこうであるからこうしなさいといふことだけじゃもちろん十分ではないのでありまして、あるいは教育委員会にやつてもらふ、あるいは学校自身に、担任の先生自身にやつてもらふ、そういうことをこまかく今検討いたしております。要はやはり今お話のように、その家庭に行きまして事情をよく調べて、それが経済的な原因に発生いたしますならば、これは生活保護法の適用等につきまして、十分福祉関係の方とも連絡をして、これを指導していく、あるいはまた長欠の中の原因を調べてみますと、案外本人自身に基く原因がございまして。あるいは意図しておるか、あるいはそうじゃなくて、非常にかからだが弱いというやうな原因がございまして。そういうことにつきましても、それぞれ対処するやうな方法を講じたい、私も案としては、だい

教育、こういうようなままでほっておいてよろしいかどうかという問題、これは、私はもう少し大つぱらに嚴肅な気持ちで神聖な取扱ひ方をして、学校教育の中に何か具體的に織り込んでいくうちに、そこにおのずと一つの疑惑といふものを子供は持たずに、自分の心の中に、ある一つの解答を持つてくる。そこから自然と羞恥心であるとか、これはこうであるとかいう一つのいろいろな倫理観といふものを確立するのじゃないか。そうしなければ一步社会に出てみたら、先ほど私がちよつと申しますように、接吻やキスなんというようなことは映画館の看板を見たところで、毎日の夕刊を見たところで、實際いいますとこれはわれわれから考えたら隔世の感がある。こういう点から私はお尋ねしておるのであります、ほっておくべきことではないといふ考え方、同時に非常にむずかしい問

題でありますから、五年かかっても十

年かかっては来ません。最初でありますから、私はせめてモデル地区なモデル地区、都会でもけっこうです。そういうことをやってごらんになるお気持はないかどうかということを私は聞いておるのであります。

○松村国務大臣　いろいろのお話を承りまして、全くその通りと思います。事は非常な困難なことでありますけれども、努めなくてはならないことと思うのでございまして、厳肅に一つ研究をし、お話のように試みをやってみることも一つの方法であらうかと思えます。よく考えます。

○佐藤委員長 河野正君。

○河野(正)委員 たまたま性教育の問題が出て参りましたので、その点につ

きまして一言大臣の御所感を承わりたいと考えます。

性教育が必要であるということは、すでに異論のないところであると思いますが、たまたまそういったことが必要であるけれども、だが、どういう方法で、こういった機会にやるかというところが論議の焦点であるようにございいます。しかもそういった場合に、教育に従事する人を得ないということが一番大きな心配のようでございますが、私どもが今日までの体験から申し上げますと、今日学校ではたくさん先生方がそれぞれ学校の業務に従事されておりますが、その中で、どの学校でもさうございいます。いわゆる学校医というものが今日まで嘱託されておりました。そして主として学

童の健康管理あるいはまた健康上のいろいろの指導をやっておるわけでございいます。先ほどから各委員が人を選ぶ問題につきましている論及されて参ったわけでございいます。私は最善の策とは申しかねますが、少くとも今日学校のいろいろの業務に従事しておりますところの人々の中から選ぶといたしますならば、科学的に申し上げても、また社会的な地位から申し上げても、また年齢的な点から申し上げても、また健康的な指導という点よりさらに一歩進めまして、性教育の問題を嘱託せしめたならばどうであらうかという考え方を強く持つわけでございますが、今後文部大臣がそういった点につきまして、今日まで嘱託されて参っております学校医に對して、そういった方面の指導なりあるいは教育をやらせられる御意図があるか

ないか、その点につきまして、これはこういった問題を解決する一つの糸口にもなりますので、その点をまず一点御質問申し上げたいと思ひます。

○松村国務大臣 ある意味から言つたならば、それも一つの方法であらうと存じます。しかしそれにいたしまして、人によつてやはり違ふのでござい

ますから、よほど研究をしなくちゃならぬと思うのでございいます。それとやはり性教育ばかりで事は足りませんので、強い倫理観と申しますか、私倫理観をその面においても植えつけなくちゃならぬ、両々相まってやらなくちゃいけないじゃないかと思うのでございまして、これは實際むずかしい問題でございいますから、よくそれをおわけて考えますでございいます。

○河野正委員 もちろん大臣が御答弁される通りでございいます。万全を期するといひます。理想を求めるといふ、これは無限ないやうでございいますので、私は少くとも人を得なければならぬ、あるいはいろいろ条件を考へなければならぬといふことで、拱手傍觀するよりも、当面といたしまして、そういった最善の策ではないけれども、改善の策として、そういった方法で幾らかでも性教育の上におきまして一つの成果があげられるといたしまして、そうならば、私は一応の処置といたしまして、そういった方法も選ぶべきものではないかというふうな考え方をもちまして、非常に重大な問題でございいます。先ほど大臣が御答弁下さいましたように、慎重を期するといふことは、これは必要なこととございいますけれども、こういったいつまでも拱手傍觀し、その

間におきましてますますこういった問題を泥沼に追い込んでいくというやうな事態をもたらして参るといふことはまことに遺憾でございいますので、ま

一つの方法かと存じますが、意見のよ

うな質問を申し上げたわけでござい

す。それから次に私は学校給食の問題につ

きまして二、三の点につきまして御

質問申し上げます。学校給食に

るいは学校教員法によりまして規定は

されておりますけれども、現実におき

ましては、地方財政の非常に困難な事

漸次切りかえていくということにして
いきたい。なおまたこれに関連いたし
まして国庫において相当額の補助をし
てはどうかというような要望もたくさ
ん出ております。私たちもこの点につ
きましては非常に関心を持っておるの
であります。現状におきましては、
国庫において負担をするというような
結論にまではまだ到達いたしておりま
せん。いろいろと検討いたしておるわ
けであります。

○河野(正)委員 実際問題といたしま
して、学校作業員の作業内容あるいは
勤務の実態というものは、一般職の地
方公務員と何ら異なるところはな
いのであります。ただいま申し上げま
したような勤務の作業内容あるいは勤務
の実態によって、だんだん制定の改革
というものが今日行われつつあるわけ
でございます。そういった立場から、
今日学校給食に従事いたしております
作業員の身分、給与という問題も、そ
の使命の重大性というような点から今
後早急に改良せられるべきが妥当で
ございましょうし、先ほど課長の御指摘
がございましたように、国に何らかの
援助を早急に行なうていただくとい
うことが妥当であろうと私も強く考
えて参るわけでございまして、どうかそ
ういった意味で一つ善処されんことを望
みまして、その点は終了します。

円四十銭という基準が示されておるわ
けでございます。もちろん最終的な加
工賃というものは地方教育委員会と業
者の間の契約によって決定するわけ
でございますけれども、しかしながら、
一応文部省といたしまして一個当り
円四十銭という基準が示されておるま
すので、各地方におけるところの教育
委員会と業者との契約の過程におきま
しても、この基準というものがござい
てもその基本になつて参るわけござ
います。ところが、私もがその不合
理を御指摘申し上げなければならぬ点
は、御承知のように、この円四十銭
の加工賃というものは、昭和二十五年
に示されたところの基準的な加工賃で
あります。ところで御承知のように、
今日まで約五、六年の間におきまし
て、物価指数というものはものすごい
上昇率を示して参りました。大休物価
指数は二十九年度で一・五倍、この加
工に要します主たる原料でありますこ
ころの電力料金のごときは、大体二倍
以上の指数の上昇を来しておるわけ
でございます。加工に要しますところ
のいわゆるいろいろの基準になります
指数というものは、ものすごい勢いで
上昇しておるものもかわらず、今日ま
で文部省の示しますところの加工賃と
いうものは、依然として二十五年同様
一円四十銭というものである、そうい
たしますと、現実におきまして、加
工したものに付きましては先ほど申
し上げますようにいろいろと経費の膨
張をもたらしておるわけでございま
す。勢い企業に大きな圧迫をもたら
します。業者は一応学校給食のための
パンと一般住民のパンとを、それぞれ
作っているわけでございますが、学校

給食で経理上の圧迫を受けて参ります
と、そのしわが一般需要の方に向いて
参るといふことは、これは企業を守つ
て参ります上におきましても当然の事
柄でございます。従つて私が申し上げ
たい点はこういった不合理、不当な基
準が示されていることによつて、今日
一般企業を圧迫し、さらには学校給食
の運営を圧迫するというふうな事態に
なつて参つておると思うのでござい
ますが、その点につきまして当局がど
うな考え方でおられるのか、その点
を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○岩倉説明員 お答えいたします。パ
ンの加工賃につきましてはなかなかい
ろいろな問題がございまして、一応
経過的に申し上げて御了承願ひたいと
思ひます。統制時代には物価が価格の
基準をきめていたようでありました。そ
の後その基準に基いて示して参つたの
であります。制度も変りまして、ま
た御承知のように電力の料金の値上げ
とかあるいは労務費の増高、副資材の
価格の暴騰、いろいろな条件が加わつ
て参つたのであります。そこで各府県
の実情等を調べてみますと、当時一円
四十銭として基準をきめておりました
ことは、当時といたしましては必ずし
も低い基準ではなかったように承知を
いたしております。しかしながらその
後各府県の経済事情によつて、それぞ
れ影響を受ける程度も違つておるま
すので、府県の教育委員会におきま
してもそれぞれ見るところがございま
す。これら各府県の意見を総合いたし
まして、数次協議の結果、たしか昭和二十
八年の八月と記憶いたしております
が、この時に各府県の実情に應じて適
当に交渉の上、加工賃をきめてくれ

いうことになつたのであります。従
いまして各府県におきましてはプロッ
クごとに会合をいたすとか、あるいは
また相互に連絡をいたすとかいたしま
して、適当な価格をきめて運営いたし
ております。なおその後の事情もござ
いますので、昭和二十九年の夏ごろと
記憶いたしておりますが、やはり現状
に即する価格をきめて、加工賃が安い
ために安い価格で悪いパンを賣うよう
な結果にならないように十分注意いた
しております。現状におきましてきわ
めて少数の、特別の理由があります県
においては円四十銭あるいは円四十
五銭というものが残つておると思ひ
ますが、これはきわめて少数でありま
して、大多数の府県におきましては一
円六十銭ないし一円七十銭見当になつ
ておるに承知いたしております。

○河野(正)委員 もちろん先ほど申し
ました通りでございますが、しかしなが
ら一応の基準というものが一円四十銭
で定められておるもので、地方にお
ける教育委員会と業者との間の契約の
過程におきましては、基準というもの
がいづれでも問題となつて参るわけで
ございまして、ところが私どもがいろいろ
具体的に調査いたしますと、一円四十
銭の加工賃につきましては、今日の経
済情勢のもとにおきましては科学的な
根拠は何らないものと私どもは考
えております。ところが一応一円四十銭と
いう数字が示されておるもので、ど
うしてもそれを基本にこういふ問題
が論議されるというふうな結果に陥つ
て参つておるわけでございまして、こ
ろが私どもがいろいろ物価指数等々を
計算して調べてみますと、大体今のよ
うな実情でやつて参りますと、一個作

りますと二円に近い赤字が出て参るよ
うな計算になります。もちろんこれは
算術計算でございますから、実際の実
数が二円であるのかどうか疑問とい
たしまして、一応赤字となつて参ると
いうことは当然でございますので、企業
を守つて参るためにはどうしてもその
赤字は一般需要の方に向いていく結果
に陥つておるものであります。そこで私
が御質問申し上げたい点は、地方の自
主性にまかせるといふ通達を出された
ことはけつこうでございますけれども、
も、この一円四十銭という基準になり
ます数字を変更される御意図があるの
かないのか、その点につきまして一つ
再答弁をお願いしたいと思ひます。
○岩倉説明員 お答えいたします。一
円四十銭の基準は一昨年まではずし
てしまつておりましたので、そのことは
府県としては承知いたしております。
ただ従来の基準が一円四十銭であつた
ということから、これを変更するにつ
きましては相互に検討の結果合理的な
線を出発点として考えておるというこ
とになつておるわけでありまして、そ
こで新たな基準を示すかどうかというこ
とにつきましては、ややもいたします
と、御承知の通り基準の運用という問
題がございまして、基準をきめます
と、運用いかんによりましては、きめ
たことが非常にいい結果ともなり、ま
た次第によつてはなほだこれがじゃ
まになるということになるのでござ
いまして、私の方といたしましてはそ
のときそのときに應じて適正なもの
と思はれる計算をいたしております
し、また業界の意向も十分に聞いて、
業界が大体どの辺の見当をもつて各地

方において交渉しておるかということにつきましても資料を集めております。

なお各府県の加工賃のきめ方につきましては、この点一つ御承知をいただきたいのであります。それは砂糖であるとか、マーガリンのごとき油脂類であるとか、あるいはまた塩、イースト等の副資材——特にそのうち油脂類と砂糖でございますが、副資材を業者にまかせて加工賃をきめるか、まかせないで現物を支給して加工賃の額を幾らときめるかというところに問題が一つございします。業者の方ではまかせてくれということが多いのでございします。が、まかせますと価格の変動によりまして非常に影響するところもいろいろございします。この点につきましても府県の都合のいいように扱っていたでございします。たとえば砂糖が上つて参りますと、業界ではまかせられたことをくやしがるわけでありまして、また安く参りますれば加工賃と合せて経理いたしますから非常に有利な状態になる、ここにいろいろ問題がございします。そのときどきにおきまして陳情等もございしますが、大体特別に安い加工賃をきめておる府県につきましても、私どもの方ではむしろ上げた方がよろうというところを示唆しておるような状況もございします。全国を通じてこれらの現行加工賃等の内容については常時調べておりますので、注意をいたして参っております。

○河野(正)委員 当局の御答弁の趣旨はわかるのでございしますが、現地ににおきましていろいろ交渉いたして参ります過程におきましては、やはり基準というものが必要になって参ります。も

ちろん当局でも、今日の円四十銭という数字というものが適正な価格でないというところは、私どもも了承いたしますけれども、具体的に業者との話し合ひ、あるいはいろいろの資料を総合して、どのくらいが今日の経済情勢においてはお当であるかというふうにお考えになっておられますのか、その点を一つ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○岩倉説明員 先ほど来申しましたように、全国共通の基準ということになりますと、もちろんできないことにはないものであります。一応特定の条件をもとにいたしまして、たとえば何千食を焼くパン工場でどういうような製造設備をもつていたか、また燃料は何をどう使う、いろいろな条件を前提とした上で先ほど申しましたように、運用上の注意が必要になるということもございします。一がいに申し上げることも何でございします。実は昨年も私どもの試案を府県に送って参考にしたといふ考えでしたが、いろいろと価格変動の激しい現在でもございします。文部省から正式の通達をもつて基準を参考としてでも示すことは、いましばらく見合せてほしいというような大多数の府県の希望もございしたので、事情は知っております。数字はここに持つてきておりますが、公式には流しておりません。お許しをいただきますれば大へんけっこうだと思ひます。もちろん必要がありましたら、またもう少し詳しくお話を申し上げて御了承を願いたいと存じます。

○河野(正)委員 もちろん各府県の教育委員会が数字を示してもらいたくないというものはこれは当然でございします。と申しますのは、少くとも二十五年におきましては一応円四十銭という基準価格が示されておるわけでございます。それから、各地方の教育委員会におきまして、どこまでもそれを基準にしようという意図に基きまして、今後新しい適正価格を示してもいいか、今後は新しい意思を表明したものと私たちが思料いたしております。ところが利害関係に立つておられます業者の方では、二十五年の標準価格を基礎とされる傾向が非常に強いので、やはりどうして適正価格というものをあらためて示してもらわなければ、今後地方で教育委員会という契約いたします過程において困るというふうな意図があるものと私も考えております。こういう問題には、もちろん文教委員会といたしましては、学校給食を円滑に運営していくということが主目的でありまして、企業を守っていくということとは第二の副次的な目的ではございしますけれども、しかしながら中小企業を守り、あるいは学校給食を円滑に運営するという点におきましても、あるいは国という立場から見ても、物事を処理しなければならぬというふうな確信はいたします。そういう意味で、幾らというふうな数字を、大数字が示されないにいたしても、大体どのくらいが妥当であろうかというその他のいろいろな条件につきましても、各地方教育委員会と業者との契約の過程において決定されることとございします。おしなべて考えて参る場合には一応どのくらいのものが妥当で

はなからかうかという数字が、やはり二十五年におきましても示されたこととございまして、私は今日の変転いたしました経済情勢のもとにおきましては当然示さるべきだといふふうにお考えますので、かちつとした数字は必要でございしますけれども、大体どのくらいが適当であろうというくらいは御意図だけを一つ聞かしていただきたい。

○岩倉説明員 お答えいたします。実は文部省といたしましては、業者に不利な利益を与えるようなことは絶対にしたくないと考えております。基本的に考へまして、仕事の性質がこういうこととございしますから、十分な利潤を与えることはできないけれども、少なくとも最低の適正利潤を与えるようにな計算にならなければいかぬと考えております。そこで全国団体も最近学校給食パンの関係業者だけで結成しておりますし、いろいろと連絡をしておるわけでありまして、先ほどお話のようには、一応の基準でも示していった方が適正に具体的に決定するためにはよいのじゃないかという御意見はしごくごもつともだと思つておりますので、よく相談をいたしまして今後きめて参りたいと考えております。ただどのくらいを適当と見るかということになりまして、実はこの席で今うかつに申し上げることも適当かどうかいろいろと迷つておりますので、お許しを願つて、また御理解いただきますようにゆくりお話を申し上げます。

○河野(正)委員 最後に、時間がございます。それから簡単に御質問いたしたいと思ひます。これも学校給食に關係してございしますが、先ほどからずっと申し上げますように、学校給食の使命がいかに重大であるかということは論議をまたないところとございします。ところが不幸にいたしまして、最近新聞を見て参りますと、横浜あるいは東京都下におきまして、多いところは七百人、少いところでも三百人くらいの学校給食に基きましていろいろの中毒、あるいはその他の事故が起つております。記事を見ましたすわけでございます。こういう問題は今後学校給食を進展せしめ、さらに大きな成果をあげて参ります上におきましては、私どももことに遺憾な点だと考へておるわけでございます。ところが不幸にいたしまして、そういう事故が頻発して参り、また今後ともそういう事故が起らないとも限らないわけとございします。こういう問題は今後やはり学校給食の重大な使命を社会的に認識させて参ります上におきまして、非常に大きな障害になるものと私は確信いたします。従いましてこういう集団中毒なり、あるいは集団下痢というやうな問題が今日次々と起つて参つておりますが、こういう問題に對しまして今日まで文部省当局はどのような処置をなされて参つたか、これは学校給食の将来にとりましても非常に重大な問題でありまして、ただに、この席上を借りまして一つ文部大臣から御所見をお尋ねしておきたいと思ひます。

○岩倉説明員 学校給食が重大でありますだけに、この仕事を担当いたしました者として、毎日新聞を見るときに、問題が出ていないかどうか心配をして、いつも頭の中からこの問題が抜けないのであります。実際の仕事の面におきましては、結局これは各府県の教育委員会なりまたは市町村

の教育委員会が、現場の方で直接御指導を願っておるのをごさいますけれども、講習会をいたしますとか、または全国の会議をいたしますとかという機会には、いつもこういうことについて十分徹底いたすように努力して参つておるのであります。本年度におきましても、六月の初めでございますが、やはり夏場に向うときが一番問題でございますので、いろいろ従来の経験等にも徴しまして、事ここまに、特に献立等の内容についてもまた食事の扱いにつきましても詳細に指示をいたしておるわけでありまして、この八月にまた全国の栄養管理講習会を開くことにいたしましたのでありますが、この場合にはことは特に中毒についての問題等を相当強く取り上げて徹底をいたすようにしたいという計画を現にしておるような状況でございます。

なお具体的に申しますと、最近新聞にも出ております四件ばかりの問題がございまして、このことにつきまして、それぞれ府県に連絡いたしました、現在調査をいたしております。そこで給食でないというようにしたことになっておりますものと、それから大体給食らしいというようなものとございまして、隅田の業平小学校についてはどうも給食の食物らしいということになっております。また文京区の金富小学校それから横浜の西前小学校、山口県萩市の明倫小学校等におきましては、それぞれ県の方に照会いたしましたところ、まだ明確にお答えはいたしたいておりません。調査の上で至急に連絡するということになっておりますので、心配をいたして連絡に努めておるわけでございます。

○松村國務大臣 先刻から給食に関する具体的御質疑を得ましてありがたくわれわれ参考といたします。その中で昨今給食による中毒等のことにつきまして、実際給食のためにあのような事実が起つたことについては非常に遺憾に思つておりました、今後十分注意をいたすつもりであります。

○河野(正)委員 今日まで私どもが非常に遺憾に考えております点は、いろいろなこういった衛生上の問題が爆発的に発生いたしましたにつきましても、原因というものが、いつの場合を見て参りましても、あいまいもこととして龍頭蛇尾に終つて参るところの傾向が非常に強いわけでございます。そういったことが私はやはり次々に起つて参ります事故の原因をなしたものと考へるわけでございます。たとえば先ほどから、いろいろ各地で起りました事故につきましても、原因は、なお給食によつて起つてきたものかあるいはその他の原因によつて起つてきたものか検討中であるというふうなお話でございまして、けれども、私どもの立場から考へてみますと、同じ学校で爆発的に多数の事故を起す場合には、大体同じ食事をとるといふようなことによつて起つて参つたかと考へることがきわめて妥当であると考えておるわけでございます。もしその他の気候あるいは気象等の原因で起つて参ります場合には、おそらくその都市あるいはその地域の大部分の学校におきましてそういう事態が起つて参るものと私ども考へます。そこで特定の学校で多数の事故が発生いたします場合には、当然同じものを食べるか、あるいは、今日におきましては水道でございますから、同じ水を飲んで

んでということには相ならぬと思ひますが、大体給食によつてそういう事態が起つて参つたというふうな言つても、私は過言ではないと考へております。ところがただいま御答弁下さいましたように、そういう事故が起りますと、いつも機械的に、原因をよく究明いたしまして善処いたしたいというような答弁がきまり文句でございますが、そういう機械的に物事を処理しようという態度が、いろいろの事故の原因になつて参つておるということを考へておるわけでございます。

そこで、これは厚生省関係でございますけれども、先般のワクチン禍の問題におきましても、私は、厚生省あるいは文部省当局が重大な責任を感じておられるならば、その後ワクチン禍の原因がどういふことによつて起つて参つたかという経過の報告の一端くらいは、この委員会でもやられてしかるべきだといふふうな考へますけれども、今日までそういう問題についての経過報告はなされておられません。また今度の集団下痢の問題におきましても、あるいは集団中毒の問題におきましても、委員会に取り上げますと、一応その委員会の席におきましては何とか責任回避的な答弁をなされますけれども、のど元過ぎれば熱さを忘れるという言葉がありますように、いつの間にかそういうものが事もなくたつたかのような経過をたどつて参るのが今日までの実情でございます。そういうところが私はやはり事故の原因になつて参るものと確信するわけでございます。

調査されることも必要でございますし、またそうあるべきだと考へますけれども、もしそういう原因が判明いたしましたならば、やはりその原因を明白にされまして、とるべき責任はとつて、そして今後そういうことが起らないようにするというのが、ひいては今日の学校給食がいかに重大な使命を持つてゐるかというところを一般社会に認識させ、あるいは一般父兄に認識させ、また学童に認識させて参るこの重要な条件だと私は確信いたしますので、そういう事故が起りました場合には、単にこういう問題を一時的な問題として見のがすことがないように、どうか十分な処置をおとり下さることを要望いたしまして、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 なお質疑の通告が三人ほどございまして、本日はこれにて散会し、次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時十八分散会

〔参照〕

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(赤城宗徳君提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月八日印刷

昭和三十年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局